

【契約書別紙】地域密着型介護老人福祉施設サービス利用重要事項説明書

< 令和7年4月1日 現在 >

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 052-981-4165 (午前8時30分～午後5時30分まで)
担当 山田 兼靖
* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム安井乃郷の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム安井乃郷
所在地	愛知県名古屋市北区安井一丁目10番地10
介護保険指定番号	地域密着型介護老人福祉施設 (名古屋市2390300156号)

(2) 同施設の居室等の概要

定員 29名＋短期入所(ショートステイ)10名

居室・設備の種類	室数	居住費算定	備 考
1人部屋	20 室	ユニット型個室	個室(10.66㎡)
1人部屋	3 室	ユニット型個室	個室(10.68㎡)
1人部屋	6 室	ユニット型個室	個室(10.71㎡)
合計	29 室		
医務室	1 室		
特別室	1 室		
共同生活室	4 室		
浴室	7 室	個室、機械浴	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。

(3) 同施設の職員体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1 名		1.0名
2. 医師	1 名		必要数
3. 生活相談員	1 名		1.0名
4. 介護支援専門員	1 名		1.0名
5. 管理栄養士	1 名		1.0名
7. 機能訓練指導員	1 名	1.0 名	1.0名
8. 介護職員	17 名	13.7 名	10名
9. 看護職員	5 名	3.5 名	1.0名

※ 常勤換算 : 職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した時間です。

3. サービス内容

居室

すべて個室になります。

食事

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により食事を提供します。

(食事時間)

朝食 7:00～ 9:00(共同生活室)

昼食 11:30～13:30(共同生活室)

夕食 17:30～19:00(共同生活室)

入浴

週に最低2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、部分浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

機能訓練

各階の訓練室にて専門職員が機能訓練を行います。

生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

健康管理

当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、毎週火曜日・金曜日の13:30から15:30まで診療室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

特別食の提供

当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意しております。メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ねください。

理美容サービス

当施設では、月に2回理美容サービスを実施しております。

料金は別途(自費)がかかります。

日常費用支払代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。

(衣類、おやつ、日用品の購入等)

所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります。

行事

当施設では、毎月、入居者、地域ふれあい交流会等の行事を行います。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

貴重品管理

貴重品の管理が困難であり、施設で必要と判断した場合に限り貴重品管理サービスをご利用いただけます。

4. 利用料金

＊ 施設利用料

要介護度	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
	1日あたりの 自己負担分	1日あたりの 自己負担分	1日あたりの 自己負担分
要介護度1	¥ 729	¥ ¥1,457	¥ 2,185
要介護度2	¥ 805	¥ 1,609	¥ 2,413
要介護度3	¥ 885	¥ 1,769	¥ 2,653
要介護度4	¥ 963	¥ 1,925	¥ 2,887
要介護度5	¥ 1,037	¥ 2,074	¥ 3,111

※ 上記料金は地域区分の算定にて単位数に10.68を乗じた1割から3割になっております。

※ ただし、入所後30日以内の期間に限り、上記料金は 初期加算を頂戴します。

※ 外泊時費用(月内6日間、月をまたぐ場合は12日間を限度とする。)

※ 入所期間中に入院、または外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。

※ 日常生活継続支援加算(Ⅱ) ※(Ⅱ)ユニット型

- ・新規入居者の総数のうち重度者「要介護度4・5」が70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方を65%以上を受け入れている場合。もしくは、介護福祉士法第一条に掲げる行為を必要とする入居者が15%以上占めている場合。
- ・入所者数に対して介護福祉士が「6:1」以上配置されている。上記両方の条件を満たしている場合。

1日あたり (Ⅱ) ￥ 50 (1割) ￥ 99 (2割) ￥ 148 (3割)

※ 看護体制加算

(Ⅰ) 常勤の看護師が配置されている場合。

1日あたり ￥ 5 (1割) ￥ 9 (2割) ￥ 13 (3割)

(Ⅱ) 看護職員が配置基準より1人以上配置されている場合。

1日あたり ￥ 9 (1割) ￥ 17 (2割) ￥ 26 (3割)

※ 夜勤職員配置加算(Ⅱ) ※(Ⅱ)ユニット型

- ・ユニット型特別養護老人ホームにおいて基準を上回る夜勤職員を配置している場合。

1日あたり (Ⅱ) ￥ 50 (1割) ￥ 99 (2割) ￥ 148 (3割)

※ 夜勤職員配置加算(Ⅳ)

- ・ユニット型特別養護老人ホームにおいて基準を上回る夜勤職員を配置しており、かつ看護職員を配置している、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。

1日あたり ￥ 23 (1割) ￥ 45 (2割) ￥ 68 (3割)

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)

- ・自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。

1月あたり

(Ⅰ) ￥ 107 (1割) ￥ 214 (2割) ￥ 321 (3割) ※3月に1回を限度

(Ⅱ) ￥ 214 (1割) ￥ 428 (2割) ￥ 641 (3割) ※併算不可

※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)

1日あたり (Ⅰ) ￥ 13 (1割) ￥ 26 (2割) ￥ 39 (3割)

※ 個別機能訓練加算(Ⅱ)

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出した場合。

1月あたり (Ⅱ) ￥ 22 (1割) ￥ 43 (2割) ￥ 64 (3割)

※ 個別機能訓練加算(Ⅲ)

- ・個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。
- ・口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- ・入所者ごとに、理学療法士が、個別機能訓練計画の内容等の情報、その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を共有すること。
- ・共有した情報に踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直し内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。

1月あたり (Ⅲ) ￥ 22 (1割) ￥ 43 (2割) ￥ 64 (3割)

※ ADL維持加算(Ⅰ)

イ 利用者等の総数が10人以上であること。

ロ 利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値について利用者等から調整済ADL利益の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

1月あたり ￥ 32 (1割) ￥ 64 (2割) ￥ 96 (3割)

※ ADL維持加算(Ⅱ)

- ・ADL維持等加算(Ⅰ)のイとロを満たすこと。
- ・評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。

1月あたり ￥ 64 (1割) ￥ 128 (2割) ￥ 192 (3割)

- * 若年性認知症入所者受入加算
 - ・若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合。
 - 1日あたり ¥ 129(1割) ¥ 257(2割) ¥ 385(3割)
- * 常勤医師配置加算
 - ・常勤専従の医師を1名以上配置していること。
 - 1日あたり ¥ 27 (1割) ¥ 54 (2割) ¥ 81(3割)
- * 精神科医療養指導加算
 - ・認知症である入所者が1/3以上を占めており、精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施している場合。
 - 1日あたり ¥ 6 (1割) ¥ 11 (2割) ¥ 16 (3割)
- * 障害者生活支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)
 - (Ⅰ) ・入所障害者数が15人以上の施設に加え、入所障害者数が入所者総数の30%以上の場合。
 - 1日あたり ¥ 28 (1割) ¥ 56 (2割) ¥ 84 (3割)
 - (Ⅱ) ・入所障害者に対する生活支援に関し、障害者生活支援員として職員を2名以上配置した場合。
 - 1日あたり ¥ 44 (1割) ¥ 88 (2割) ¥ 132(3割)
- * 外泊時費用
 - ・当該入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合。
 - 1日あたり ¥ 263(1割) ¥ 526(2割) ¥ 789(3割)
- * 外泊時在宅サービスを利用した際の費用
 - ・当該入所者に対して居宅における外泊を認め、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合。
 - 1日あたり ¥ 598 (1割) ¥ 1,196 (2割) ¥ 1,794 (3割)
- * 初期加算
 - ・施設での生活に慣れるために様々な支援が必要とするため。
 - ※入所日から30日間に限る。
 - 1日あたり ¥ 32 (1割) ¥ 64 (2割) ¥ 96 (3割)
- * 再入所時栄養連携加算
 - ・厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者。
 - 1回あたり ¥ 214 (1割) ¥ 428 (2割) ¥ 641 (3割)
- * 退所前訪問相談援助加算
 - ・退所に伴い入所者の自宅を訪問し、入所者、ご家族に退所後の介護サービスなどの利用に関する相談援助を実施した場合。
 - 1回あたり ¥ 492(1割) ¥ 983(2割) ¥ 1,474(3割)
- * 退所後訪問相談援助加算
 - ・退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者やご家族に相談援助を実施した場合。
 - 1回あたり ¥ 492(1割) ¥ 983(2割) ¥ 1,474(3割)
- * 退所時相談援助加算
 - ・入所者やご家族に対して退所後の介護サービスなどの利用に関する相談援助を実施し、かつ、退所から2週間以内に市町村および介護支援センターに対して文書で情報交換した場合。
 - 1回あたり ¥ 428(1割) ¥ 855(2割) ¥ 1,282(3割)
- * 退所前連携加算
 - ・退所に先立ち、居宅介護支援事業所に入所者の情報を文書で提供した場合。
 - 1回あたり ¥ 534(1割) ¥ 1,068(2割) ¥ 1,602(3割)

＊ 栄養マネジメント強化加算

- ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上を配置すること。
 - ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者毎の栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整を実施すること。
 - ・入所者が退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。
 - ・低栄養状態のリスクが低い利用者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対処すること。
 - ・入所者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。
- 1回あたり ￥ 12(1割) ￥ 24 (2割) ￥ 36 (3割)

＊ 経口移行加算

- ・経管により食事を摂取する方について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合。
- 1日あたり ￥ 30 (1割) ￥ 60 (2割) ￥ 90 (3割)

＊ 経口維持加算Ⅰ

- ・経口により食事を摂取している方で、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方について医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。
- 1月あたり ￥ 428(1割) ￥ 855(2割) ￥ 1,282(3割)
- ※ビデオレントゲン造影、又は内視鏡検査により確認。
- ※180日を限度とするが、医師の指示に基づき継続される場合もあります。

＊ 経口維持加算Ⅱ

- ・経口により食事を摂取している方で摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方について医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。
- 1月あたり ￥ 107(1割) ￥ 214(2割) ￥ 321(3割)
- ※水飲みテスト等により確認。
- ※180日を限度とするが、医師の指示に基づき継続される場合もあります。

＊ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)

- ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。
- 1月あたり (Ⅰ) ￥ 97 (1割) ￥ 193(2割) ￥ 289(3割)

＊ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)

- ・口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合。
- 1月あたり (Ⅱ) ￥ 118(1割) ￥ 235(2割) ￥ 353(3割)

＊ 療養食加算

- ・医師の発行する※食事箋に基づく食事を提供した場合。 ※厚生労働省が定める療養食
- 1回あたり ￥ 7 (1割) ￥ 13 (2割) ￥ 20 (3割)

＊ 看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)

(Ⅰ) 常勤の看護師を1名以上配置している場合。

死亡日45～31日前	￥ 77 (1割)	￥ 154 (2割)	￥ 231 (3割)
死亡日30～4日前	￥ 154 (1割)	￥ 308 (2割)	￥ 462 (3割)
死亡日の前々日・前日	￥ 727 (1割)	￥ 1,453 (2割)	￥ 2,179 (3割)
死亡日	￥ 1,367 (1割)	￥ 2,734 (2割)	￥ 4,101 (3割)

(Ⅱ) 医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合。

死亡日45～31日前	￥ 77 (1割)	￥ 154 (2割)	￥ 231 (3割)
死亡日30～4日前	￥ 154 (1割)	￥ 308 (2割)	￥ 462 (3割)
死亡日の前々日・前日	￥ 833 (1割)	￥ 1,666 (2割)	￥ 2,499 (3割)
死亡日	￥ 1,688 (1割)	￥ 3,375 (2割)	￥ 5,063 (3割)

- ＊ 在宅復帰支援機能加算
 - ・入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合。
 - 1日あたり ¥ 11 (1割) ¥ 22 (2割) ¥ 32 (3割)

- ＊ 在宅・入所相互利用加算
 - ・要介護3から要介護5までの方で在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間(3ヶ月)を定めて施設の同一の個室を計画的に利用している場合。
 - 1日あたり ¥ 43 (1割) ¥ 86 (2割) ¥ 129(3割)

- ＊ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
 - ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が入所者の1/2以上の場合。
 - ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が10名またはその端数を増す毎に1名以上配置している場合。
 - ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的実施。上記の要件を満たしている場合。
 - 1日あたり ¥ 4 (1割) ¥ 7 (2割) ¥ 10 (3割)

- ＊ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
 - ・認知症専門ケア費(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置している。
 - ・介護・看護職員毎の研修計画を作成し、実施。
 - 1日あたり ¥ 5 (1割) ¥ 9 (2割) ¥ 13 (3割)

- ＊ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
 - ・医師が、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所が適当であると判断して入所した場合(7日間まで)
 - 1日あたり ¥ 214(1割) ¥ 428(2割) ¥ 641(3割)

- ＊ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)
 - (Ⅰ) イ 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価をすること。
 - ロ イの確認及び評価の結果等の情報を区政労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。
 - ハ イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者事に医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画がさくせいしていること。
 - ニ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。
 - ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。
 - 1月あたり ¥ 4 (1割) ¥ 7 (2割) ¥ 10 (3割)
 - (Ⅱ) (Ⅰ)の算定要件を満たしている施設で施設入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと。
 - 1月あたり ¥ 14 (1割) ¥ 28 (2割) ¥ 42 (3割)

- ＊ 排せつ支援加算(Ⅰ)
 - ・排泄に介護を要する利用者毎に、要介護状態の軽減の見込みについて、医師、または医師と連携した看護師が施設入所時・サービス利用開始時に評価するとともに少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出すること。
 - ・評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
 - ・評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等毎に支援計画を見直していること。
 - 上記要件を満たしている場合。
 - 1月あたり ¥ 11(1割) ¥ 22 (2割) ¥ 32 (3割)

- ＊ 排せつ支援加算(Ⅱ)
- ・排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たすとともに、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善していること。
 - ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留意されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
- 1月あたり ¥ 16(1割) ¥ 32(2割) ¥ 48(3割)
- ＊ 排せつ支援加算(Ⅲ)
- ・排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たすとともに、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれかにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善していること。
 - ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留意されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
- 1月あたり ¥ 22 (1割) ¥ 43(2割) ¥ 64(3割)
- ＊ 自立支援促進加算
- ・医師が入所者毎に自立支援の為に特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
 - ・医学的評価の結果、特に自立支援の為に対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
 - ・医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者毎に支援計画を見直していること。
 - ・医学的評価の結果を厚生労働省に提出していること。
 - ・上記要件を満たしている場合。
- 1月あたり ¥ 299 (1割) ¥ 598(2割) ¥ 897(3割)
- ＊ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)
- ・LIFEへの提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3か月」に1回見直すこと。
- 1月あたり ¥ 43 (1割) ¥ 86 (2割) ¥ 129 (3割)
- ＊ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の情報に加え、その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施すること。
- 1月あたり ¥ 54 (1割) ¥ 107(2割) ¥ 161(3割)
- ＊ 安全対策体制加算
- ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。
- 入所時に1回 ¥ 22 (1割) ¥ 43 (2割) ¥ 64 (3割)
- ＊ サービス提供体制強化加算
- ① (Ⅰ)介護福祉士の割合が80%以上(常勤換算)配置されている場合。
1日当たり ¥ 24 (1割) ¥ 47 (2割) ¥ 71 (3割)
 - ② (Ⅱ)介護福祉士の割合が60%以上(常勤換算)配置されている場合。
1日当たり ¥ 20 (1割) ¥ 39 (2割) ¥ 58 (3割)
 - ③ (Ⅲ)常勤職員の比率が75%以上または勤続年数7年以上の職員が30%以上配置されている場合。もしくは、介護福祉士50%以上。配置されている場合。
1日当たり ¥ 7 (1割) ¥ 13 (2割) ¥ 20 (3割)
- ※①②③の複数を満たしている場合は、いずれか1つのみの算定となります。
- ＊ 介護職員処遇改善加算
- 令和6年4月から5月
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定総単位数の1000分の126相当する単位数
 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定総単位数の1000分の122相当する単位数
 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定総単位数の1000分の99相当する単位数
 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 算定総単位数の1000分の76相当する単位数
- 令和6年6月以降
- 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定総単位数の1000分の140相当する単位数
 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定総単位数の1000分の136相当する単位数
 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定総単位数の1000分の113相当する単位数
 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 算定総単位数の1000分の90相当する単位数

＊ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・ 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにやむをえない理由を記録すること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他従業者にに対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

1日につき 所定単位数から10%減算させていただきます。

＊ 安全管理体制未実施減算

事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・ 事故は発生防止のための指針を整備すること。
- ・ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- ・ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的を実施すること。
- ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

1日につき 所定単位数から5単位減算させていただきます。

＊ 栄養ケア・マネジメント未実施減算

栄養ケア・マネジメントの取り組みを一層強化する観点から、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・ 栄養士又は管理栄養士を1名以上配置すること。
- ・ 管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養状態を把握し、ケア計画を作成し栄養管理すること。

1日につき 所定単位数から14単位(利用料15円)減算させていただきます。

＊ 特別通院送迎加算

透析を要する入所者であった、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行う。

1月あたり ￥ 635 (1割) ￥ 1269 (2割) ￥ 1903 (3割)

＊ 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催すること。

- ・ 入所者の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ・ 高齢者施設等から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ・ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※令和7年3月31日まで

1月あたり ￥ 107 (1割) ￥ 214 (2割) ￥ 321 (3割)

※令和7年4月1日から

1月あたり ￥ 54 (1割) ￥ 107 (2割) ￥ 161 (3割)

- ・ 上記以外の協力医療機関と連携している場合。

1月あたり ￥ 6 (1割) ￥ 11 (2割) ￥ 16 (3割)

＊ 退所時情報提供加算

医療機関へ退所する入所者等について、退所後医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

1回あたり ￥ 267 (1割) ￥ 534 (2割) ￥ 801 (3割)

＊ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)

- ・ 感染症法第6条17項に規定する第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発症等の対応を行う体制を確保していること。
- ・ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発症時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携して適切に対応していること。
- ・ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

1月あたり ￥ 11 (1割) ￥ 22 (2割) ￥ 32 (3割)

＊ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

- ・ 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導をうけること。

1月あたり ￥ 6 (1割) ￥ 11 (2割) ￥ 16 (3割)

＊ 配置医師緊急時対応加算

次の基準に適合しているのとして届出を行った指定介護老人福祉設において、配置医師が施設の求めに応じ、早朝、夜間、深夜又は配置医師の通常勤務時間外に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算Ⅱを算定していない場合は、算定しない。

- ・入所者に対する注意事項や病状についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがされていること。
- ・複数名の配置医師を置いていること。又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し施設の求めに応じ24時間対応ができる体制を確保していること。

配置医師の通常勤務時間外の場合

1回あたり	¥ 348 (1割)	¥ 695 (2割)	¥ 1042 (3割)
早期・夜間の場合			
1回あたり	¥ 695 (1割)	¥ 1389 (2割)	¥ 2083 (3割)
深夜の場合			
1回あたり	¥ 1389 (1割)	¥ 2777 (2割)	¥ 4166 (3割)

＊ 新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

1日あたり	¥ 257 (1割)	¥ 513 (2割)	¥ 769 (3割)
-------	------------	------------	------------

＊ 業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定すること。
所定単位数の3.0%を減算いたします。

＊ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられてない場合。
所定単位数の1.0%を減算いたします。

＊ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)

- ①事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が1/2以上であること。
- ②認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者。又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了した者を1名以上配置し、かつ、複数名の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- ③対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づき値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防に資するチームケアを実施していること。
- ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

1月あたり	¥ 161 (1割)	¥ 321 (2割)	¥ 481 (3割)
-------	------------	------------	------------

＊ 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)

- ・認知症チームケア推進加算(Ⅰ)の①、③及び④に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数名の介護者からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

1月あたり	¥ 129 (1割)	¥ 257 (2割)	¥ 385 (3割)
-------	------------	------------	------------

＊ 退所時栄養情報連携加算

○対象者

厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者。

- ・管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
- ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。

1回あたり	¥ 75 (1割)	¥ 150 (2割)	¥ 225 (3割)
-------	-----------	------------	------------

- ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)
- ・生産性向上推進加算(Ⅱ)の要件を満たし(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。
 - ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
 - ・職員間で適切な役割分担の取組等を行っていること。
 - ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
- 1月あたり ￥ 107 (1割) ￥ 214 (2割) ￥ 321 (3割)

- ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じる上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っていること。
 - ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
 - ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
- 1月あたり ￥ 11 (1割) ￥ 22 (2割) ￥ 32 (3割)

※ 上記*につきましては、端数処理の関係上、1月あたりの料金に直しますと若干の変動があります。

※ 一定の所得のある65歳以上の方は2割または3割負担になります。
負担割合は市区町村から発行される介護保険負担割合証に記載されております。

* 居住費及び食費 1日単価:円

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	820	300
老齢福祉年金受給者			令和6年 8月1日より 880	
世帯 全員が 市町村 民税非 課税者	課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	820	390
			令和6年 8月1日より 880	
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超120万円未満の方)	利用者負担 第3段階①	1,310	650
			令和6年 8月1日より 1,370	
	(課税年金収入が120万円超の方)	利用者負担 第3段階②	1,310	1,360
		令和6年 8月1日より 1,370		
上記以外の方		利用者負担 第4段階	2,006	1,445
			令和6年 8月1日より 2,066	

※ 利用者負担段階につきましては、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。

※ 入所期間中に入院、または外泊期間中、居室が確保されている場合、上記居住費に応じた料金が発生しますのでご了承下さい。(1日の居住費につきましては負担限度額(1段階～4段階)に応じた料金を徴収させていただきます。)

(2) その他の料金

- ① 貴重品管理費(1日あたり) ￥ 100
- ② おやつ代 (1日あたり) ￥ 100 (内訳 10時＝30円 15時＝70円)
(希望する・希望しない)
- ③ 理美容費
 - ・業者が入っておりますので直接お支払い頂きます。
- ④ 経管栄養必要物品費及び、個人使用の為の衛生用品 実費
- ⑤ その他

・日常生活品の購入代金	実費
・レクリエーション費用	実費
・通常の食材以外に提供する栄養補助食品	実費
・電源を必要とする電気製品使用料	
冷蔵庫 1日あたり	￥ 50
電子レンジ 1日あたり	￥ 40
電気毛布 1日あたり	￥ 50
扇風機 1日あたり	￥ 10
電気ポット 1日あたり	￥ 30
充電器 1日あたり	￥ 10

- ・一泊旅行、ショッピング…等も別途料金がかかります。
- ・退所前後訪問相談援助費用 ￥ 492 (1回)
- ・退所時相談援助費用 ￥ 428 (1回)
- ・退所前連携費用 ￥ 534 (1回)

(3) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、毎月20日までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、預金口座振替及びコンビニ決済とさせていただきます。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。
入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
※ この場合、認定日から30日の経過をもって退所していただくことになります。
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設との本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。
この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者が病院または診療所に入院した際、7日目以降は契約者の同意を得て、その期間短期入所生活介護事業(ショートステイ)として利用させていただきます。
その間は、居住費を支払う必要はありません。お部屋の物品に関しては、施設で一時保管させていただきます。3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。
この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅復帰を念頭において、入浴、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにする。
2. 事業所は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ち日常生活に必要な援助・介護サービスを行う。
3. 当事業所は、レクリエーション・四季を通じたさまざまな行事を行い入所生活の質を高める。
4. 事業の実施にあたり、入所者がその他の保健医療・福祉サービス提供者と継続的統一的に介護サービスの提供が出来る様に、その他の保健医療・福祉サービス提供者との連携に努める。……………

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- | | | |
|--------------|-------|--|
| ・面会 | …………… | 面会者は、面会時間を遵守し、受付にて記帳して下さい。
面会時間：午前8時30分から午後9時00分 |
| ・外出、外泊 | | 外泊・外出の際には必ず行先と帰宅時間を職員に申し出て所定の書類にご記入下さい。 |
| ・飲酒、喫煙 | | 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒は他の利用者に迷惑をかけなければ原則として自由です。 |
| ・設備、器具の利用 | | 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。 |
| ・金銭、貴重品の管理 | …………… | お預かりした物以外の責任は負いかねます。 |
| ・所持品の持ち込み | | 各居室に収まる程度とします。 |
| ・協力医療機関以外の受診 | …………… | 原則としてご家族の方をお願い致します。 |
| ・宗教・政治活動 | …………… | 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。 |

- ・ペット 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・電気器具の持ち込み 原則としてご遠慮下さい。
 (施設管理者が認めた場合はこの限りではありません。
 但し その場合においても使用料は実費負担とな
 ります。又これに起因する事故等についての責任は
 負いかねます。)
- ・危険物の持ち込み ナイフ・ライター・マッチ等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。
 これに反して持ち込んだ場合は当施設にてお預かりいたします。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

- ・安全対策部門を設置し、事故の発生又は再発防止の為の措置を適切に実施します。
- ・安全対策管理者 施設長 小川 晃司

緊 急 連 絡 先	
住所	
フリガナ	
氏名	
続柄	
自宅電話番号	
携帯電話番号	

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 別途定める「特別養護老人ホーム安井乃郷 消防計画」にのっとり対応を行います。
- ・防災設備 スプリンクラー、自動火災報知機、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、防火扉等完備
- ・防災訓練 別途定める「特別養護老人ホーム安井乃郷 消防計画」にのっとり避難訓練等を実施します。
- ・防火管理者 施設長 小川 晃司

9. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設ご利用者相談・苦情担当 苦情解決責任者 施設長 小川 晃司
 苦情受付担当者 生活相談員 山田 兼靖
 電話 052-981-4165

苦情解決第三者委員 佐藤 望
 岡寄 律子

- ② その他
 苦情処理相談窓口 名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課
 電話 052-972-2592
 名古屋市北区役所福祉課
 電話 052-917-6528
 愛知県国保連合会 介護福祉室内 苦情相談室
 電話 052-971-4165

10. 事故発生時の対応

利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村・利用者の家族に連絡するとともに必要な処置を講じます。
 また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償をすることとします。

11. 嘱託医

医療機関の名称	つがねクリニック
医師名	津金 恭司
所在地	愛知県名古屋市中区安井四丁目14-63
電話番号	052-911-8686
診療科目	内科、消化器内科、外科、乳腺外科、リハビリテーション科

12. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人愛生会総合上飯田第一病院
所在地	愛知県名古屋市中区上飯田北町2丁目70番地
電話番号	052-991-3111
診療科目	一般内科 循環器内科 消化器内科 呼吸器内科 腎臓内科 糖尿病内科 神経内科 外科 緩和ケア相談外来 乳腺・甲状腺外科 脳神経外科 血管外科 泌尿器科 皮膚科 整形外科 膝・肩・スポーツ外来 リハビリテーション 小児科 耳鼻いんこう科 眼科 産婦人科 旅行医学 ペインクリニック 物忘れ評価外来 禁煙外来
入院設備	有り ベット数 230床
救急指定の有無	有り

13. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	徳倉歯科
医師名	徳倉 圭
所在地	名古屋市中区三軒町395-2
電話番号	052-902-4646

14. 施設経営法人の概要

法人名	社会福祉法人 愛生福祉会	
法人所在地	愛知県名古屋市中区鳩岡町1丁目7番地20	
代表者職・氏名	理事長 増 井 香 織	
定款の目的に定めた事業	1.	介護老人福祉施設事業 8箇所
	2.	地域密着型介護老人福祉施設事業 2箇所
	3.	軽費老人ホーム 1箇所
	4.	軽費老人ホームケアハウス 1箇所
	5.	短期入所生活介護事業 10箇所
	6.	高齢者自立支援短期宿泊事業 1箇所
	7.	通所介護事業 8箇所
	8.	認知症対応型老人共同生活介護事業 3箇所
	9.	訪問介護事業 4箇所
	10.	訪問入浴介護事業 1箇所
	11.	居宅介護支援事業 4箇所
	12.	配食サービス事業所 1箇所
	13.	生活援助員派遣事業 1箇所
	14.	事業所内託児所 3箇所
	15.	養護老人ホーム 1箇所
	16.	サービス付き高齢者向け住宅 1箇所
	17.	介護員養成研修事業 1箇所
	18.	調剤薬局 1箇所
	19.	診療所 1箇所
	20.	訪問看護事業 1箇所

介護老人福祉施設入所にあたり、契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 愛知県名古屋市中区安井一丁目10番地10
名称 特別養護老人ホーム安井乃郷
管理者 施設長 小川 晃司 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム安井乃郷

職種 生活相談員
氏名 山田 兼靖 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印

(利用者保証人)

住所

氏名 _____ 印

利用者との続柄